製造所等における変更工事の取扱い

製造所等における変更工事に対する手続き方法は次によること。

１　用語

⑴　軽微な変更工事

許可を要しない変更工事

⑵　確認を要する変更工事

法第１０条第４項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下単に「基準」という。）についての変更に対し、許可を要するかについて、変更届により資料を確認する必要がある変更工事

⑶　非対象設備等

製造所等を構成する部分のうち、危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分等、技術上の基準が適用されない部分

⑷　対象設備等

製造所等を構成する部分のうち、危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分等、技術上の基準が適用される部分

⑸　変更工事の種類

ア　増設

製造所等に、新たに設備等を設置する工事又は増やす工事が該当する。また火災等により、設備等の全部又は大部分が損壊等したものを復元する工事も、当該工事に該当する。

イ　移設

元あった場所と別の場所に、設備等を移動させる工事が該当する。ただし、当該移動は同一施設内（施設範囲変更に伴い変更後同一施設範囲内になるものを含む。）のものをいい、他施設への移動は、移動前施設の撤去及び移動後施設の増設として取り扱う。

ウ　改造

製造所等にある設備等の一部を変更して若しくは一部を追加等して、現状と違ったものに変更する工事、又は現状と違ったものに取り替える工事が該当する。（品群が同じもの（ポンプからポンプ、ストレーナーからストレーナー等）に限る。）

エ　取替

製造所等にある設備等の一部又はすべてを、同じものに取り替える工事が該当する。

オ　補修

製造所等にある設備等のひび割れ程度の破損を、パテ埋め又は溶接部補修等により、元に修復する工事が該当する。

カ　撤去

製造所等にある設備等の一部又はすべてを、取り除く工事が該当する。

2　基本的事項

⑴　製造所等を構成する部分のうち、非対象設備等のみの変更が行われる場合において、施設範囲及び基準に変更を生じないものについては、許可を要しない。

⑵　対象設備等の変更工事については、当該変更内容が基準に適合するかについて、審査及び検査が必要であることから、本来すべての変更工事に対し、許可を要するものであるが、当該変更内容に対する審査が、簡易な資料確認により完了する等、軽微であると判断できるものについては、許可を要しないものとして扱う。

⑶　原則基準に適合させるための変更工事は、許可を要する。ただし、別紙「変更工事に対する手続き例示」に記載されているものについてはこの限りではない。

⑷　特例が生じる変更又は特例内容若しくは要件が変更する変更は、別紙「変更工事に対する手続き例示」上、どのような手続きであったとしても、許可を要する。

⑸　法令改正等により、新たな技術上の基準が適用された設備等について、特に新基準に適合させるための措置を必要としない場合は、許可を要さず、変更届による資料の提出により、当該適合状況を確認するものとする。

⑹　原則任意に設置等されたものに対する変更工事は、手続きを要さない。

3　具体的運用に関する事項

変更内容は多岐にわたるため、一概に軽微な変更であるかどうかの判断基準について示すことは難しいが、概ね次の方針に基づき判断する。

⑴　「増設」及び「改造」については、変更内容が基準に適合しているかどうかを審査する必要があること、また「移設」については、許可がその場所に対して行われること（施設内ならどこに設置してもよいというものではない。）から、原則許可を要し、「取替」、「補修」及び「撤去」については、新たに審査の必要がない等の理由から原則許可は要さないものとする。

⑵　「取替」であっても、防油堤等大規模な工事に係るもの、又は移送取扱所の配管等検査に厳密な基準が規定されているもの等は、変更の内容が軽微でないこと、また変更内容に対し、消防機関の検査の実施の必要性があることから許可を要するものとする。

⑶　「撤去」することにより、新たに審査の必要性がある場合には、許可を要する。

⑷　「改造」であっても、新たに審査する必要がない、又は簡易な資料確認で確認で

きる等、極めて軽微であると判断できるものについては、許可を要さない。

⑸　具体的な変更工事に対する手続きについては別紙「変更工事に対する手続き例示」のとおりとするが、これに記載されていない内容については、類似の工事内容を参考に、上記⑴～⑷の考え方を基に判断すること。

⑹　確認（変更届提出）の必要性の有無については、当該変更工事に対し、許可を要するかどうか判断する上において、資料による確認の必要性があるかどうかにより判断されるものであり、具体的には別紙「変更工事に対する手続き例示」のとおりとする。こちらも⑸同様、記載されていない内容については、類似の工事内容を参考に、許可を要するかどうかの確認に、当該資料の提出が必要かどうかという視点により判断すること。

なお、非対象設備等については、原則手続きは不要であるが、当該設備等を設置等することにより、許可の必要性の有無を資料により確認する必要がある場合等には、変更届により資料の提出を求めるものとする。

4　資料提出に係る手続き

⑴　「確認を要する変更工事」においては、姫路市危険物の規制に関する規則第２１条に規定する「危険物製造所等変更届出書」により資料提出すること。

なお、この場合において資料等による確認を実施する範囲は、工事の内容を前記の観点から判断する上で必要最小限のもので足りること。

⑵　工事の形態により、「変更許可を要する工事」と「確認を要する変更工事」とが同時に行われる場合には、変更許可申請時に資料等による確認を実施して差し支えないものである。この場合、「確認を要する変更工事」が軽微な変更工事となった場合には、当該工事にかかる部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものである。

なお、１の変更工事が別紙「変更工事に対する手続き例示」の複数の項目に該当（例：電気設備である照明器具等）し、例えばそれらがそれぞれ「変更許可を要する工事」と「確認を要する変更工事」に該当する場合は、変更許可申請を提出すること。（すべての項目に示された手続きに対応できる手続きをとること。）

⑶　変更届の提出により資料を確認した結果、許可を要することとなった場合は、経過欄に「確認の結果、許可を要する。」と記載し、副本を届出者に返却することで、通知すること。

5　火花を発する器具の使用に係る手続き

変更工事に伴い溶接溶断等火花を発する器具（以下「火気使用器具等」という。）を使用する場合は、製造所等に係る災害発生の防止のため、姫路市危険物の規制に関する規則第２２条に規定する「火気使用工事届出書」により資料の提出を求める。

なお、許可申請、法第１１条第５項ただし書きの規定による申請又は危険物製造所等変更届出等において火気使用器具等の使用場所及び周囲の状況等に係る資料を

添付した場合は、火気使用工事届出を要しない。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1	施設全体	施設範囲		施設範囲（土地）の変更	△		△	／	／	※	・基準に変更がない「増設」及び「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・その他設置許可か変更許可かの判断は、「姫路市審査基準」 第１章第１節１⑴及び⑵による。 ・※「撤去」に対する手続きは、廃止届とする。
2	保有空地	保有空地		保有空地の変更		／	△ ○	△	○	○	・「増設」とは、倍数変更等により、保有空地の範囲が増えることをいう。 ・「改造」とは、「増設」以外の保有空地の範囲変更並びに保有空地の地盤面及びその上部の状況（空地の範囲）の変更をいう。 ・「取替」とは、地盤面の掘り起こし等を行った後、現状復旧することをいう。 ・「補修」とは、地盤面のひび割れを埋め戻す等の補修をいう。 ・「撤去」とは、倍数変更等により、保有空地を０にすることをいう。 ・変更箇所に50㎝以上の高低差が新たに生じる「改造」は許可を要する。それ以外の段差（足場となるようなものに限る。）又はスロープ等を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 なお、当該変更に際しては、第２章第１節４⑴キについて留意すること。 ・他施設の工事等に伴い、保有空地内に足場を設置する「改造」は、許可を要する。（どうしても設置せざるを得ないものに限る。）ただし、当該足場を設置する場所が複数の施設の保有空地となっている場合は、代表タンクのみ許可を要し、その他の施設に対する手続きは、変更届とする。 ・自施設の工事に伴い、保有空地内に足場を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。（どうしても設置せざるを得ないものに限る。） ・保有空地の上部（上空を含む。）に物件を設置することは、原則認められないが、他施設の配管等、特例で認められるものを設置する場合には、「改造」に該当し、許可を要する。また、第２章第１節４⑴イに規定する延焼防止及び消防活動上支障のない高さに物件を設置する「改造」に対する手続きは変更届とする。なお、消火設備等、

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
											審査基準により、特例を適用せずに設置できる設備等の設置に対する手続きについても、変更届とする。（法令に規定されている危険物を移送する配管その他これに準ずる工作物を設置する場合は、保有空地の変更については手続き不要。） ・保有空地上に他施設の配管等を設置することを特例で認められている場合で、特例で認められている範囲内で、非危険物配管等、非対象設備等を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・倍数変更による保有空地の縮小（「撤去」を含む。）に対する手続きは、倍数変更届のみとし、それ以外の範囲変更は許可を要する。 ・自施設の工事に伴う「取替」に対する手続きは、変更届とする。それ以外の「取替」は原則許可を要するが、掘り起こした場所が50㎝を超える高低差を生じない等、消防活動上支障を生じない状況であれば、当該手続きを、変更届とする。
3	建築物・工作物	建築物		屋根、壁、柱、床、はり等（キャノピーを含む。）（4を除く。）			△	△	○	△	・「改造」とは、材質変更又は形状変更を伴う変更工事をいう。なお、鉄からステンレス等、大部分を占める主要材料に変更のない「改造」、多少の厚み及び多少の凹凸に変更の生じる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・部分取替え及びそれに伴う溶接等並びに材質変更を伴わない当て板補修に対する手続きは、変更届とする。また、機器の撤去等に伴い同様の工事を行う場合の手続きも変更届とする。 ・床を一部撤去するにあたり、漏洩物流出防止のため周囲を高く する（水切り等の設置）変更に対する手続きは、変更届とする。 ・床に開口部を設け、同材質で脱着式の蓋等を設ける「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・特例により不燃等の基準が免除されている（難燃等の基準が 適用されている）場所における間仕切り壁等の変更工事の手続きについても同様とする。 ・機器の搬入等のために、破損を伴わず壁等を一時取り外し、搬入等後すぐに復旧する行為は、変更工事には該当せず、手続きを要さない。 ・配管等を貫通させるために穴を開ける変更は「撤去」とするが、貫

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
											通部を耐火パテ等で穴埋めする場合は「補修」とする。 ・上記に関わらず、認定品を「改造」することにより、認定品でなくなる場合又は他の認定品となる場合は、許可を要する。 ・「改造」又は「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・屋根の変更については放爆構造について確認すること。 ・床の貯留設備等についてはNo.73も合わせて確認すること。
4	建築物・工作物	建築物		部分規制の屋内貯蔵所の他用途部分にある建築物、移動タンク貯蔵所の常置場所の建築物及び技術上の基準が適用されない建築物又はその部分（危険物を取り扱わない建築物、危険物を取り扱う建築物のひさし等）	△	△	△	○	○	△	・ひさしの「設置」、「移設」又は「改造」により、施設範囲が変更する場合は、許可を要する。 ・給油取扱所の建築物のひさしを変更する場合、屋内・屋外の判定確認を行うこと。
5	建築物・工作物	建築物		内装材	△ ○	△ ○	△ ○	○	○	○	・基本的に当該変更に対し、手続きは要さない。 ・放爆構造に係る箇所に施す内装材の「増設」、「移設」、「改造」については、変更届により、放爆構造に影響がないか確認すること。
6	建築物・工作物	建築物		防火設備			△	○	○	△	・延焼のおそれのある外壁に設置してある特定防火設備を撤去しないこと。 ・特例により防火設備の基準が免除されている（材質が不燃材等に制限されている）場所における扉又は窓の変更工事については、３と同様の手続きとする。 ・種類の違う防火設備又は特定防火設備どうしの取替については「改造」に該当するが、認定品どうしの変更であれば、手続きは変更届とする。また告示によるものについては、材質の変更を伴うもので

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
											あれば許可を要し、板厚の変更に関する手続きについては変更届とする。 ・防火設備から特定防火設備、又はその逆の変更についても、前記と同様とするが、防火設備から特定防火設備への変更が義務である場合には、許可を要する。 ・基準を満たす網入りガラスどうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・設置時防火設備であった線入りガラスを、網入りガラスに変更する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・給油取扱所にある建築物の自動車等の出入口に設置されている防火設備等、基準の適用されていない部分の防火設備の工事については、手続きを要さない。
7	建築物・工作物	建築物		階段			△	○	○	△	・段差、階段幅等の変更は材質の変更（金属製どうしの変更は除く。）がなく、他の部分の技術上の基準に変更がなければ、変更届とする。 ・手すりは階段の一部ではない（変更工事に対し、手続きを要しない。）。 ・「撤去」により、消火設備等の基準に影響が生じないか、確認すること。
8	建築物・工作物	工作物		保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁			△	△	○	△	・保安対象物件がなくなった等、法律上不要となったものの「撤去」に対する手続きについては、変更届とする。 ・機能上変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
9	建築物・工作物	工作物		架構・架台（非建築物）（配管の支持物及び容器収納の架台を除く。）	△ ○	△ ○	△ ○	○	○	△ ○	・消火設備、避雷設備等技術上の基準に変更がなければ、原則左記△のある工事に対する手続きは、変更届とする。（当該設備等が不要となる場合も含む。） ・当該工作物が受雷部の一部になるような変更は、許可を要する。 ・上記の基準に明らかに影響を及ぼさない（基準に適合するか確認の必要がない）変更は、手続きを要さない。なお、明らかに影響を及ぼさない変更とは、消火設備の包含範囲や避雷設備の保護範囲内に入っていることが、資料を確認するまでもなく明らかである変更をいう。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
10	建築物・工作物	工作物		配管の支持物			△	○	○	△	・強度計算に変更を生じる「改造」は、許可を要する。 ・耐火被覆の種類を変更する「改造」は、認定品どうしの変更に対する手続きは変更届とし、それ以外の変更は許可を要する。 ・上部に新たな非危険物配管を設置する等、当該支持物に変更が生じないものの、積載重量が変更になる場合は、強度計算により確認するよう指導する。（事業所自主確認） ・危則第13条の５第２号に規定する「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当することを示すことによって耐火措置等を撤去する場合の手続きは、変更届とする。
11	建築物・工作物	工作物		地下埋設配管上部の保護措置		／	△	△	○	／	・鉄筋コンクリート等により、当該措置を施しているものについては、当該工作物の鉄筋を切断するような破損を伴う「取替」及び「改造」並びに全面取替えは、許可を要する。 ・強度上変更を生じない「改造」に対する手続きについては、変更届とする。
12	建築物・工作物	工作物		地下配管（トレンチ内）上部の保護措置		／	△	○	○	／	
13	建築物・工作物	工作物		歩廊・はしご（製造所及び一般取扱所に係るものに限る。）	△ ○	△ ○	△ ○	○	○	△ ○	・消火設備、避雷設備等技術上の基準に変更がなければ、原則左記△のある工事に対する手続きは、変更届とする。（当該設備等が不要となる場合を含む。） ・当該工作物が受雷部の一部になるような変更は、許可を要する。 ・上記の基準に明らかに影響を及ぼさない（基準に適合するか確認の必要がない）変更は、手続きを要さない。なお、明らかに影響を及ぼさない変更とは、消火設備の包含範囲や避雷設備の保護範囲内に入っていることが、資料を確認するまでもなく明らかである変更をいう。 ・保有空地に係る歩廊等は、原則認められない。 ・「撤去」することで消火設備の歩行距離が足りない等の支障を生じるようなものでないこと。 ・タンクの歩廊及びはしごについては、20による。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
14	タンク等	タンク		タンク本体（52 を除く。）			※	※	※	※	・※タンク本体の補修等については、姫路市危険物審査基準によること。 ・※施設の一部であるタンクを撤去する場合は変更届、施設の廃止を伴うものは廃止届とする。 ・告示第４条の 21 の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所が、告示第４条の 21 の４及び告示第４条の 22 第１号の規定に対する変更工事を、行った場合の審査は、KHKの委託により行う。なお、当該変更工事とは、同一物の取替え等をいうものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうかの審査の必要があるものをいう。 その他KHKの委託が必要な変更については、姫路市危険物審査基準第１章第２節３⑴によること。
15	タンク等	基礎等		屋外・屋内タンク基礎（準特定・特定タンクを除く。）			△	△	○	△	・技術上の基準に影響がある「改造」は、許可を要する。
16	タンク等	基礎等		屋外タンク基礎（準特定・特定タンクに限る。）					○	／	
17	タンク等	基礎等		地下タンク上部スラブ、支柱、基礎、タンク室			△	△	○	／	・一部を切り欠き現状に復旧するような一部取替で、鉄筋を切るものは許可を要する。 ・鉄筋を含む「取替」等は、許可を要する。 ・技術上の基準に影響がある「改造」は、許可を要する。
18	タンク等	構造等		屋根支柱・ラフター・ガイドポール等	△	△	△	△	○	／	・タンク重量の増減による耐震計算の確認を行うこと。 ・耐震補強等の必要がある場合は、許可を要する。 ・放爆構造に影響がないことを確認すること。 ・技術上の基準に影響がある「改造」は、許可を要する。
19	タンク等	構造等	耐火	屋外タンクの支柱の耐火措置		／	△	○	○		・耐火被覆の種類を変更する「改造」は、認定品どうしの変更に対する手続きは変更届とし、それ以外の変更は許可を要する。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
20	タンク等	構造等		歩廊・階段・はしご・手摺り等	△	△	△	○	○	△	・タンク重量の増減による耐震計算の確認を行うこと。 ・耐震補強等の必要がある場合は、許可を要する。 ・放爆構造に影響がないことを確認すること。 ・溶接線に熱影響を生じないような溶接箇所を指導すること。
21	タンク等	設備等		通気管			△	○	○	△	・危則第20条に規定されている内容が変更するような「改造」は、許可を要する。（一部撤去に伴い変更となったものを含む。）ただし、径が増大する、又は途中ルートが変更することに対する手続きは、変更届とする。 ・材質変更に伴う「改造」の手続きについては、変更届とする。 ・「撤去」の場合、基準に適合するか十分に確認すること。
22	タンク等	設備等		注入口			△	○	○	△	・基準に変更を生じる「改造」は、許可を要する。 ・配管部分の変更は、配管の例による。
23	タンク等	設備等		地下タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備		△	△	△	△	△	・地下タンクの上部スラブに、鉄筋を切断するような破損を伴う変更工事は、許可を要する。 ・認定品どうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・当該設備に該当しない液面計から、いわゆる高精度液面計への変更は「改造」に該当し、当該設備を設置する義務がある施設については許可を要し、任意の場合の手続きについては変更届とする。なお、当該設備の設置義務が発生する期限内の設置は任意設置となるが、将来的に当該高精度液面計を義務設置とする場合には、当該「改造」については、許可を要する。 ・受信機の「移設」に対する手続きついては、変更届とする。 ・検知不良による「補修」及び「取替」等に対する手続きついては変更届とするが、変更後、検査結果を確認すること。 ・「撤去」に対する手続きは変更届とするが、腐食のおそれが高いタンク等に対する措置を確認すること。
24	タンク等	設備等		漏えい検知管			△	△	△	／	・地下タンクの上部スラブに、鉄筋を切断するような破損を伴う変更工事は、許可を要する。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
25	タンク等	設備等		二重殻タンク漏れ検知設備		△	△	△	△	／	・認定品どうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・検知不良による「補修」及び「取替」等に対する手続きについては変更届とするが、変更後、検査結果を確認すること。 ・受信機の「移設」に対する手続きについては、変更届とする。
26	タンク等	設備等	加熱冷却装置	サクションヒーター・ヒーターコイル・冷却水等の加熱及び冷却配管等	△	△	△	○	○	△	・製造所の危険物を加熱する設備等、基準として規定されているものは、原則「撤去」以外の△に許可を要する。ただし、能力及び方式等、機能上の変更がない「改造」は、変更届とする。 ・当該装置を「増設」又は「撤去」等することで、温度計等の設置が新たに義務付けられるかどうか確認すること。 ・タンク重量の増減による耐震計算の確認を行うこと。
27	タンク等	設備等	保温	保温（冷）材	○	○	○	○	○	○	・タンク重量の増減による耐震計算の確認を行うこと。（事業所自主確認）
28	タンク等	設備等		内面コーティング（法的義務のある地下貯蔵タンクに対する漏れ防止措置に限る。）		／		△	△	△	・一部を切り欠き、復旧する変更工事は「取替」とする。 ・「補修」及び「取替」後、施工状況を資料により確認すること。 ・「撤去」の場合、漏れ防止措置を確認すること。 ・屋外タンク貯蔵所で保安検査等の延長要件となっている場合は、当該措置について事業所に確認すること。
29	タンク等	設備等		地下タンク塗覆装		／		△	△	／	・地下タンクの上部スラブに、鉄筋を切断するような破損を伴う変更工事は、許可を要する
30	タンク等	設備等		さび止め塗装		／	△	○	○	／	・塗装が剥離してきたものに対する同仕様の塗料での塗装は、「取替」又は「補修」に該当する。 ・「増設」とは、塗装の設置義務があるにも関わらず、塗装されていないものに対し、塗装を施すことをいう。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
31	タンク等	設備等		底板腐食防止措置		／	△	○	○	／	・材質の変更がなく、厚みが増加する「改造」に対する手続きは、変更届とする。
32	タンク等	設備等		雨水浸入防止措置（底板腐食防止措置免除要件のものに限る。）		／	△	○	○		・保安検査等の延長要件となっている場合は、当該措置について事業所に確認すること。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
33	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管・移動タンク貯蔵所（給油タンク車を除く。）・移送取扱所を除く。）（43 は含まない。）	△（施設境界変更に限る。）		△	○	○	△	・材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に限り、変更届とする。 ・配管の耐震措置については、104 による。 ・金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届とする。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 ・機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフランジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・口径又は経路が変更となる「改造」に対する手続きは許可を要するが、機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長（「改造」）又は縮小（「改造」又は「撤去」）に対する手続きは、変更届とする。 ・フランジの種類（溶接式、遊合型等）、形状等の変更については手続きを要さない。 ・フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 ・許可施設間を送液する配管の施設境界を変更する場合は、一方の施設が「増設」、もう一方の施設が「撤去」となるが、「増設」に関し、変更前後で基準が変更しないもの、又は変更前より基準が緩和されるものについては、手続きを変更届とする。（以下 34、36、39、40、42 について同じ。） ・許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管に限る。）	△				△	△	・技術上の基準が適用される地盤面の変更工事は、11、17、74 による。 ・施設境界変更に伴う増設は 33 による。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
35	危険物設備等	配管等		配管（移動タンク貯蔵所（給油タンク車を除く。）に限る。）（43は含まない。）	△	△	△	○	○	△	・底弁損傷防止措置に係る△については、「廃止」を除き許可を要する。（他に当該措置があるものを除く。）
36	危険物設備等	配管等		配管（移送取扱所に限る。）（43は含まない。）	△			△	△	△	・撤去に伴い、配管の先端フランジ部に閉止フランジを設置する変更は「改造」に該当し、許可を要する。 ・移送基地の構内に設置された配管（桟橋及び地下埋設の配管を除く。）の「取替」及び「補修」に対する手続きは、変更届とする。 ・施設境界変更に伴う増設は33による。
37	危険物設備等	配管等		地上配管に施す腐食防止塗装		／	△	○	○	／	・塗装が剥離してきたものに対する同仕様の塗料での塗装は、「取替」又は「補修」に該当する。 ・「増設」とは、塗装の設置義務があるにも関わらず、塗装されていないものに対し、塗装を施すことをいう。
38	危険物設備等	配管等		地下埋設配管等に施す塗覆装		／			△	／	・技術上の基準が適用される地盤面の変更工事は、11、17、74による。
39	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所を除く。）（43に設置された弁は除く。）	△		△ ○	○	○	△	・材質のみが変更となる「改造」は、金属から金属への変更で、あれば、屋外の20号タンクの元弁等、材質が限定されている弁を除き、手続きは変更届とする。 ・形状変更のみの「改造」については手続きを要さない。 ・仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 ・施設境界変更に伴う増設は33による。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
40	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（屋外タンク貯蔵所に限る。）（43に設置された弁及び105は除く。）	△		△ ○	○	○	△	・材質変更による「改造」は、許可を要する。 ・形状変更のみの「改造」については手続きを要さない。 ・仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 ・「増設」は原則許可を要するが、施設境界変更に伴う増設は33による。
41	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移動タンク貯蔵所に限る。）（116は除く。）	△	△	○	○	○	△	・「撤去」した箇所に短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。
42	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移送取扱所に限る。）（43に設置された弁及び154は除く。）	△				△	△	・「撤去」した箇所に短管又は閉止フランジを設置する変更は、許可を要する。 ・施設境界変更に伴う増設は33による。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
43	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（当該ノズルのバルブより先端部（サンプリング時等以外通常危険物が流れていない部分で自重による圧力しかかからないもの。）に限る。）（当該バルブは含まない。）（41は除く。）	△	△	△	○	○	△	・バルブより先端部に設ける別のバルブについても、同様の手続きとする。
44	危険物設備等	配管等	配管加熱冷却	配管の加熱及び冷却装置			△	○	○	△	・危険物管理温度及び加熱又は冷却方法に概ね変更がない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
45	危険物設備等	配管等	保温	保温（冷）材（配管に係るものに限る。）	○	○	○	○	○	○	・重量の増減に伴う配管支持物の耐震強度計算を確認するよう指導すること。（事業所自主確認）
46	危険物設備等	配管等		配管ピット・注入口ピット・地下埋設配管接合部の点検ます（移送取扱所の漏洩検知口を除く。）	△	／	△	○	○	△	・基準に適合させるための点検ますの「増設」は許可を要する。 ・ピットを「増設」し、埋設配管をピット内配管とする手続きについては、変更届とする。 ・ピットを「撤去」し、ピット内配管を埋設配管とする手続きについては、許可を要する。 ・点検ます「撤去」時は、不要であることを確認すること。 ・移送取扱所の漏洩検知口については、153による。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
47	危険物設備等	機器等		ポンプ設備（移送取扱所を除く。ただし基礎は含む。）			△	○	○	△	・ポンプの種類（渦巻ポンプ、ダイヤフラムポンプ、ギヤポンプ等）が変更となる「改造」は、許可を要する。 ・ポンプの吐出圧又は吐出量が変化する「改造」に対する手続きは、変更届とすること。なお、それにより配管の最大常用圧力が増加する場合は、配管の耐圧検査を確認すること。 ・基礎の「改造」に対する手続きは、変更届とするが、堅固にするよう規制されているものについて、構造の種類を変更（鉄筋コンクリートから金属製等）するような「改造」は、許可を要する。（形状変更に対する手続きは変更届） ・防油堤内の基礎の「改造」時には、防油堤の容量、基礎の高さ等を確認すること。 ・移送取扱所のポンプ設備については、161 による。
48	危険物設備等	機器等		反応器・蒸留塔等（50～53 を除く。）			△	△	○	△	・当該機器には、危険物が滞留する機器又は危険物に化学若しくは状態変化が加えられる機器が該当する。（タンクは除く。） ・危険物接液部の形状変更（機器内部の変更であって、危険物の取扱状況に大きな変更を生じないものは除く。）、危険物飛散防止措置に影響を与える変更又は機器等の能力若しくは方式変更を伴う「改造」は、許可を要する。なお、能力の変更とは、機器の設定又は外部コントロール等による変更をいうものではなく、機器そのものが持っている性能が変更されるものをいう。 ・材質を変更する「改造」に対する手続きは変更届とするが、内容物との異常反応等、危険な反応等を引き起こす原因にならないことを確認すること。 ・内面ライニング等を施工する「改造」に対する手続きは、変更届とする。
49	危険物設備等	機器等		熱交換器・ストレーナー等（50～53 を除く。）			△	○	○	△	・48 及び他で示されている機器を除く、一般的な危険物機器が該当する。（タンクは除く。） ・危険物接液部の形状変更（機器内部の変更であって、危険物の取扱状況に大きな変更を生じないものは除く。）、危険物飛散防止措置に影響を与える変更又は機器等の能力若しくは方式変更を伴う「改造」は、許可を要する。なお、能力の変更とは、機器の設定又は外

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
											部コントロール等による変更をいうものではなく、機器そのものが持っている性能が変更されるものをいう。 ・材質を変更する「改造」に対する手続きは変更届とするが、内容物との異常反応等、危険な反応等を引き起こす原因にならないことを確認すること。 ・内面ライニング等を施工する「改造」に対する手続きは、変更届とする。
50	危険物設備等	機器等		攪拌機	△	△	△ ○	○	○	△	・危険物の接液部又は機器等の能力若しくは方式を変更する「改造」に対する手続きは、変更届とする。なお、能力の変更とは、機器の設定又は外部コントロール等による変更をいうものではなく、機器そのものが持っている性能が変更されるものをいう。 ・上記にかかわらず、機器の危険物飛散防止措置に影響を与える「増設」、「移設」又は「改造」については、許可を要する。 ・その他の「改造」については、手続きを要さない。
51	危険物設備等	機器等		炉・ボイラー設備（98 は除く。）			△	○	○	△	・機器等の能力又は方式を変更する「改造」は許可を要する。なお、能力の変更とは、機器の設定又は外部コントロール等による変更をいうものではなく、機器そのものが持っている性能が変更されるものをいう。また、当該能力には、危険物の消費量も含まれる。
52	危険物設備等	機器等		タンク又は危険物機器のサイトグラス			△	○	△	△	・特例内容に変更を生じるような「改造」は、許可を要する。（サイトグラスの蓋等、サイトグラス自身以外の措置を含む。） ・「撤去」部分の措置について確認すること。 ・サイトグラスを撤去し、金属板等で埋め戻す「改造」は、許可を要する。
53	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥設備（危険物を加熱・乾燥するものに限る。）（44、48 及び 49 は除く。）			△	○	○	△	・危険物の加熱又は乾燥方法に変更がない「改造」に対する手続きは、変更届とする。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
54	危険物設備等	機器等		波返し・とい・受け皿等飛散防止装置			△	○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置方法に変更がない「改造」については、変更届とする。 ・「撤去」の場合、飛散防止措置について確認すること。
55	危険物設備等	機器等		ローディングアーム			△	○	○	△	・機能に大幅な変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・その他、移送取扱所のローディングアーム結合部については、163 を確認すること。
56	危険物設備等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備	△ ○	△ ○	△ ○	○	○	△ ○	・消火設備、避雷設備等技術上の基準に変更がなければ、原則左記△のある工事に対する手続きは、変更届とする。（当該設備等が不要となる場合を含む。） ・上記の基準に明らかに影響を及ぼさない（基準に適合するか確認の必要がない）変更は、手続きを要さない。
57	危険物設備等	機器等		排出設備（開口部のみの吸気口を除く。）			△	○	○	△	・ダクトの「改造」で、能力に概ね影響がなく、ダクトの入口及び出口の位置の変更のないものに対する手続きは、変更届とする。 ・「改造」しても基準に適合することを確認すること。 ・変更により発生する空間を、パテ埋め等で塞ぐ変更は、手続き不要であるが、壁体を増設する変更は、許可を要する。ただし、隣接する壁体と同材質の壁体で当該空間を塞ぐ変更に対する手続きは、変更届とする。 ・「取替」により、周囲の壁体を斫り、パテ埋め等により修復する変更に対しては、手続きを要さない。 ・「撤去」により発生した開口部を塞がず、換気口等に利用する場合の手続きについても、 変更届とする。ただし、基準に適合するか確認すること。
58	危険物設備等	機器等		排出設備（開口部のみの吸気口に限る。）	△	△	△	○	○	△	・排出能力に影響が生じる場合は、基準に適合するか確認すること。 ・変更により発生する空間を、パテ埋め等で塞ぐ変更は、手続き不要であるが、壁体を増設する変更は、許可を要する。ただし、隣接する壁体と同材質の壁体で当該空間を塞ぐ変更に対する手続きは、変更届とする。 ・「取替」により、周囲の壁体を斫り、パテ埋め等により修復する変更に対しては、手続きを要さない。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
59	危険物設備等	機器等		換気設備	△	△	△	○	○	△	・開口部の全くない場所への設置は、許可を要するが、当該設備の「増設」に対する手続きについては、変更届とする。（開口面積を審査基準に適合させるための「増設」に対する手続きについても、変更届とする。） ・「改造」は、審査基準に開口面積を適合させるためのものを含め、手続きは、原則変更届とする。（強制換気と自然換気の変更に伴う「改造」を含む。） ・開口面積が変更する場合は、基準に適合するか確認すること。 ・変更により発生する空間を、パテ埋め等で塞ぐ変更は、手続き不要であるが、壁体を増設する変更は、許可を要する。ただし、隣接する壁体と同材質の壁体で当該空間を塞ぐ変更に対する手続きは、変更届とする。
60	危険物設備等	機器等		防火ダンパー			△	○	○	△	・防火ダンパーの「改造」は、温度ヒューズにてガラリが閉鎖する等、特に機能上変更のないものについての手続きは、変更届とする。 ・温度ヒューズ及びガラリの厚みが変更になった場合は、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」の場合、不要であることを確認すること。
61	危険物設備等	機器等		採光及び照明	△	△	△	○	○	△	・当該設備の全くない場所への設置は、許可を要するが、当該設備の「増設」に対する手続きについては、変更届とする。 ・危険物を取り扱うための明かりとして、特に支障を生じないような照明の「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても基準に適合することを確認すること。 ・その他、採光については、壁の撤去（3による）又は窓の設置（6による）等の例によること。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
62	危険物設備等	機器等	防食	電気防食設備（地下タンクの漏れ防止措置又は配管防食措置等義務設置のものに限る。）			△	△	△ ○	△	・埋設配管上部の保護措置又は地下タンクの上部スラブ等、基準に係る部分の鉄筋コンクリートの鉄筋を切断するような破損を伴う「改造」、「取替」又は「補修」は、許可を要する。 ・「撤去」しても基準に適合することを確認すること。 ・機能不良による「補修」及び「取替」については、変更後、機能確認を行うこと。 ・機能上変更のない「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・機能不良を改修する「補修」に対する手続きは、変更届とするが、それ以外についての「補修」は手続きを要さない。
63	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計・温度計・液面計等計装設備（23 を除く。）			△	○	○	△	・圧力等を測定する機能に変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。（検知方法の変更があっても変更届） ・「撤去」しても基準に適合することを確認すること。
64	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	安全弁・破裂板等安全装置（移動タンク貯蔵所を除く。）			△	○	○	△	・危則第 19 条第１項各号の区分に変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 なお、作動圧力等、安全性を十分確認すること。 ・「撤去」しても基準に適合することを確認すること。 ・移動タンク貯蔵所の安全装置については、120 による。
65	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置（駆動源・予備動力源を含む。）	○	○	○	○	○	○	・当該変更により、温度計、圧力計及び安全装置の設置、配管の耐圧検査並びに防爆エリアの変更に伴う電気設備の規制について、必要性の有無を確認すること。なお配管の耐圧検査が必要な場合、検査結果を確認すること。（事業所自主確認）

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
66	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。）（任意設置のものに限る。）	○	○	○	○	○	○	・他の変更項目に該当しないか、十分に確認すること。 ・可燃性蒸気の排出先及び防爆エリアの変更等について、確認すること。（事業所自主確認） ・危険物接液部については、他の項目による。
67	危険物設備等	制御装置・安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	○	○	△	・上部スラブ等の破損を伴う場合は、17 による。
68	危険物設備等	制御装置・安全装置等	特例	指定過酸化物、アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を取り扱う施設に係る特例措置			△	△	○	／	・技術上の基準を変更しない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
69	防油堤	防油堤		防油堤（仕切堤を含む。）			△	△	○	△	・「補修」とは、ひび割れに対するパテ埋め（前工程としてのVカットを含む。以下同じ。）又はこれと同等のものをいう。 ・鉄筋を切断しない「取替」に対する手続きは、変更届とする。 ・鉄筋を切断せず、技術上の基準（防油堤の構造に関する運用基準を含む。）に関する変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
70	防油堤	防油堤		防油堤水抜口			△	△	○	△	・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「改造」又は「取替」に伴い、多少当該水抜口の周囲を拡張する程度の工事及びパテ埋め等で隙間を埋め戻す等の工事に対する手続きは、変更届で認められるが、鉄筋を切る等大幅な撤去及びその復旧工事については、許可を要する。 ・「撤去」により、水抜口がなくなってしまうことは、原則認められない。
71	防油堤	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置			△	○	○	△	・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」の場合、当該表示をどのように行うか、確認すること。
72	防油堤	防油堤		防油堤の階段			△	△	○	△	・防油堤本体の工事を伴うものについては、69 による。 ・機能上、特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準を満足するか確認すること。
73	貯留設備・排水設備等	貯留設備、排水溝等		排水溝・貯留設備・分離槽・油分離装置・囲い等			△	△	○	△	・基準で定められている高さ又は容量等が変更になるような「改造」に対する手続きは、基準に適合させる場合を除き、変更届とする。 ・油分離装置等、経過措置について確認すること。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
74	貯留設備・排水設備等	貯留設備、排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面				△	○	／	・「補修」とは、ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものをいう。 ・土壌調査等に伴い地盤に細長い穴を開け、地盤面にふたを設けたいわゆる観測口の設置は、「改造」に該当する。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
75	電気設備	電気設備		電気設備（防爆エリアにあるものに限る。）		△	△ ○	○	○	○	・「移設」は、変更後の場所が危険場所であるものに限り適用される。 ・電気設備の設置場所を、非防爆エリアから防爆エリアに変更した場合は、当該電気設備は「増設」されたものとして扱う。 ・電気設備の設置場所の防爆エリアの分類を変更した場合は、当該電気設備の「改造」とみなし、手続きは変更届とする。ただし、第一類危険箇所から第二類危険箇所等、安全側へ変更する場合は、原則手続きを要さないが、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等の評価手法により変更する場合は変更届とする。なお、取扱物質変更に伴い、適用する防爆構造に対応する分類が変更になる場合も同様とする。 ・変更前と同様の用途で用いられる電気設備で、防爆記号に変更がない「改造」は、手続き不要とする。（防爆記号の中には、爆発等級、分類、発火度、温度等級及び保護レベルも含まれる。） ・防爆記号に変更が生じる「改造」に対する手続きは変更届とし、その中で、基準（爆発等級、分類、発火度、温度等級及び保護レベルを含む。）に適合するか確認すること。 ・基準に適合させるための「改造」は、許可を要する。 ・変更後、防爆エリア外にあるものについては、手続きを要さない。
76	電気設備	電気設備		ジャンクションボックス（防爆エリアにあるものに限る。）	△	△	△	○	○	△	・変更届にて防爆構造等について確認すること。
77	電気設備	電気設備		配線（防爆エリアにあるものに限る。）	△	△	△	○	○	△	・配線種及び区画貫通部の措置について確認すること。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
78	電気設備	電気設備		危険場所限定に対する対策（換気設備、ガス検知設備、圧力センサー、電源停止措置等）			△	○	○	△	・機能上、特に変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」による、危険場所の変更及び変更場所の電気設備を確認すること。
79	電気設備	電気設備		静電気除去装置、保安用接地等	△	△	△	○	○	△	・基準に適合させるための「増設」、「移設」、「改造」は、許可を要する。 ・「撤去」しても基準を満足するか確認すること。 ・基準の係る地盤面に破損を伴うような変更工事は、11、17、74による。
80	避雷設備	避雷設備		避雷設備			△	△	○	△	・基準に影響しない「改造」は、許可を要しない。 ・部材の断面積が増える等、基準に適合することが明らかな「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「取替」等による経過措置について、確認すること。 ・「取替」等により、新たに現行基準が適用される場合は、許可を要する。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
81	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤タンク（容器を含む。）・貯水槽			△	△	○	△	・耐震措置に影響しない「改造」は、許可を要しない。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」により送液ルートが許可内容と変更となる場合は、許可を要する。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
82	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・予備動力源			△	△	○	△	・ポンプの流量又は圧力が減少するような「改造」は、許可を要する。 ・予備動力源の種類変更又は電源容量の減少を伴う「改造」は、「許可」を要する。 ・ポンプ又は予備動力源を「取替」等した場合は、機能確認を行うこと。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」により送液ルートが許可内容と変更となる場合は、許可を要する。 ・締切圧力が増加する場合は、配管の耐圧検査を指示すること。
83	消火設備・警報設備	消火設備		１～３種消火設備の配管・弁			△	○	○	△	・材質変更（フランジを除く。）等、技術上の基準に変更の生じるような「改造」は、許可を要する。 ・配管のルート変更は、原則許可を要するが、軽微な変更で、圧力損失にもほとんど影響のないものに対する手続きについては、変更届とする。 ・配管にフランジを追加する又はフランジの材質を変更する「改造」に対する手続きは、変更届とする。なお、この際、フランジの材質を確認すること。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」により送液ルートが許可内容と変更となる場合は、許可を要する。ただし、軽微なものに対する手続きについては、変更届とする。 ・「撤去」に伴うフランジ止めに対する手続きは、変更届とする。なお、この際、フランジの材質を確認すること。 ・配管を「取替」等した場合は、耐圧検査を指示すること。
84	消火設備・警報設備	消火設備		散水・水幕設備の配管			△	○	○	△	・上記83を準用する。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
85	消火設備・警報設備	消火設備		１～３種消火設備（散水・水幕設備を含む。）の消火栓本体・泡チャンバー・泡ヘッド等の放出口、移動式消火設備、パッケージ型消火設備本体			△	△	○	△	・能力等、技術上の基準に変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・移動式消火設備及びパッケージ型消火設備本体の「改造」については、変更後が認定品である場合には、手続きを変更届とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
86	消火設備・警報設備	消火設備		１～３種の消火設備のストレーナー・圧力計等、別に定めるもの以外のもの			△	○	○	△	・機能上、特に変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」により送液ルートが許可内容と変更となる場合は、許可を要する。 ・「撤去」した場所に、その前後と同径、同材質の配管を設置する場合に対する手続きは、変更届とする。
87	消火設備・警報設備	消火設備		配線（耐熱配線・送り配線等、基準に係るものに限る。）			△	△	○	／	・配線の種類に変更を生じない「改造」（ルート変更等）に対する手続きは、変更届とする。 ・「改造」又は「取替」後、試験結果を確認すること。
88	消火設備・警報設備	消火設備		消火栓箱		△	△	○	○	／	・「改造」等を行った場合は、基準に適合するか十分確認すること。
89	消火設備・警報設備	消火設備		４・５種消火設備		△	△ ○	○	○	△	・薬剤の変更は、90 のとおりとする。 ・能力単位の数値の規制を受ける消火設備について、能力単位が変更となる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・能力単位の数値の規制を受けない消火設備及び能力単位に変更を生じない「改造」については、手続き不要とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
90	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤	△	△	△	○	／	△	・消火薬剤を別のものにする「改造」は、原則許可を要するが、消火薬剤の種類（たん白泡消火薬剤、水成膜泡消火薬剤等）に変更がなく、型式承認を受けているものに変更する場合に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」により送液ルートが許可内容と変更となる場合は、許可を要する。 ・基準に適合させるための「増設」及び「移設」は、許可を要する。
91	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の一部であって、受信機、感知器、発信機、地区音響装置及び配線を除くもの。		△	△	○	○	△	・中継器について、同一回線上の「移設」に対する手続きについては、変更届とする。 ・中継器について、非蓄積式から蓄積式に変更する「改造」は、許可を要する。 ・非常電源について、技術上の基準に規定する内容を変更する「改造」は、許可を要する。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
92	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機		△	△	○	○	△	・型若しくは級が変更となるような「改造」又は非蓄積式から蓄積式に変更する「改造」は、許可を要する。 ・同一室内の「移設」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「取替」等を行った場合は、確認試験を行うこと。
93	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器、発信機、地区音響装置			△	○	○	△	・感知器については、種別に変更の生じる「改造」又は非蓄積型から蓄積型に変更する「改造」は、許可を要する。 ・発信機については、型又は級が変更となるような「改造」は、許可を要する。 ・地区音響装置については、技術上の基準に規定する内容を変更する「改造」は、許可を要する。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「取替」等を行った場合は、確認試験を行うこと。

別紙　　具体的な例示（共通事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
94	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の配線（耐熱配線・送り配線等、基準に係るものに限る。）			△	△	○		・配線の種類に変更を生じない「改造」（ルート変更等）に対する手続きについては、変更届とする。 ・「取替」等を行った場合は、試験結果を確認すること。 ・基準に規定のない配線に関する変更については、手続き不要とする。
95	消火設備・警報設備	警報設備		警戒区域の変更	△	△	△	△		△	・警戒区域の面積や長さ等、基準に適合するか確認すること。
96	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備（自動火災報知設備以外のもの。）		△	△	△	○	△	・機能上変更を生じない「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
97	その他	標識・掲示板		標識・掲示板（移送取扱所の位置標識、注意標示及び注意標識を除く。）	△	△	△	○	○	△	・「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・基準に適合させるための設置は、許可を要する。 ・移送取扱所の位置標識、注意標示及び注意標識については、160 による。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
98	一般取扱所			ボイラー・炉等のバーナーノズル			△	○	○	△	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
99	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル・ホース等			△	○	○	△	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
100	一般取扱所			運搬容器の充てん設備（固定注油設備の設置義務を要する施設は除く。）			△	○	○	△	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・固定給油設備の設置義務を要する施設については、138、139による。
101	屋内貯蔵所 屋外貯蔵所			危険物容器収納架台等（危険物容器の下部高さが 80 cmを超えるものに限る。）（危令第 10 条第１項第 11 号の２の基準が適用される架台等）			△	○	○	△	・当該区分には、例え80 cmを超える位置に収納スペースがあったとしても、危険物の貯蔵容器の下部高さが80 cmを超える位置には貯蔵しないという運用をしている架台は含まれない。（当該架台は、102による。） ・強度計算又は固定方法に変更を生ずる「改造」については、許可を要する。 ・落下防止措置の「増設」、「移設」、「改造」及び「撤去」については「改造」に該当し、基準に適合させるものであっても、手続きは変更届とする。
102	屋内貯蔵所 屋外貯蔵所			危険物容器収納架台等（危険物容器の下部高さが 80 cm以下となるものに限る。）（危令第 10 条第１項第 11 号の２の基準が適用されない架台等）	○	○	○	○	○	○	・例え80 cmを超える位置に収納スペースがあったとしても、危険物の貯蔵容器の下部高さが80 cmを超える位置には貯蔵しないという運用をしている架台は、当該区分が適用される。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
103	屋内貯蔵所			冷房装置等（危令第 10 条第 1 項第 15 号に係るものに限る。）		△	△	○	○	△	・冷却場所が変更となる「移設」については、許可を要する。 ・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
104	屋外タンク貯蔵所			配管のタンク結合部における地震措置			△	○	△	△	・「補修」により、耐震措置として機能の回復が疑われるようなものについては、「取替」等を指導する。 ・当該耐震措置ではないフレキシブル配管の変更について は、33 による。 ・径に変更がなく、評定品どうし（準拠品を含む。）の入れ替えに伴う「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・「撤去」し、当該箇所をフランジ止めする変更に対する手続きは、変更届とする。
105	屋外タンク貯蔵所			非常緊急閉鎖弁（容量 10,000KL 以上の屋外タンク貯蔵所に義務設置されたものに限る。）			△	○	○	／	・遠隔操作設備及び予備動力源については、機能上変更のない「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・弁体の変更については、40 による。 ・「改造」、「取替」及び「補修」後、機能確認を行うこと。
106	屋外タンク貯蔵所			ローディングラダー			△	△	○	△	・「撤去」により、浮き蓋の点検及び補修等が出来なくなることは、認められない。 ・機能上、変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とするが、重量の増減に対する影響を確認すること。
107	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根等の支柱、回転防止設備 浮き屋根の通気管等、検尺管			△	△	○		・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
108	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根等のマンホール			△	○	○	／	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
109	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のウェザーシールド 浮き屋根・浮き蓋のシール材			△	○	○	／	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
110	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根の排水設備、非常排水設備（流出防止機能を含む。）			△	△	○	／	・機能上変更がなく、排水管口径及び能力に変更がない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
111	屋外タンク貯蔵所			浮き蓋本体（マンホールは含まない。）（簡易フロートを含む。）			△	△	△	／	・「補修」とは、肉盛り補修のことを言い、重ね補修、はめ板補修は、それぞれ「改造」、「取替」に該当する。 ・簡易フロートを除く浮き蓋本体を「改造」又は「取替」する 変更は、許可を要する。 ・簡易フロートの技術上の基準に規定されている内容を変更 しない「改造」又は「取替」に対する手続きは、変更届とする。 ・危告示第４条の 23 の３に規定する特定屋外タンク貯蔵所が、危告示第４条の 23 の２、危告示第４条の 23 の４又は危告示第４条の 23 の５の規定に対する変更工事を行った場合の審査は、危険物保安技術協会の委託により行う。当該変更工事とは、同一物の取替え等をいうものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうか審査の必要があるものをいう。 ・固定屋根本体の変更工事については、14 による。
112	屋内タンク貯蔵所			出入口の敷居			△	△	○	／	・高さの「改造」に対する手続きは、基準に適合させる場合を除き変更届とする。 ・壁と共用している場合は、3 の例示も確認すること。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
113	簡易タンク貯蔵所			固定措置			△	○	○	／	・技術上の基準が適用されている地盤面の破損を生じる変更については、11、17、74によること。
114	移動タンク貯蔵所			防波板				○	○	△	・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
115	移動タンク貯蔵所			側面枠・防護枠				○	○	／	
116	移動タンク貯蔵所			底弁、先端部の弁			△	○	○	△	・「撤去」した箇所に、フランジ又は配管を設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
117	移動タンク貯蔵所			底弁の手動・自動閉鎖装置			△	△	○	△	・手動閉鎖装置の「取替」及び「改造」については、変更後、 閉鎖試験の試験結果を提出させること。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
118	移動タンク貯蔵所			底弁損傷防止措置	△	△	△	○	○	△	・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・基準に適合させるための変更は、許可を要する。
119	移動タンク貯蔵所			マンホール・注入口のふた			△	△	○	／	・板厚の減少又は材質の変更を伴うような「改造」は、許可を要する。
120	移動タンク貯蔵所			安全装置			△	△	△	／	・「補修」により、当該機能を回復できないおそれのあるものについては、取替等の対応を指導すること。 ・機能不良による「補修」、「変更」及び「改造」については、変更後、試験結果を提出させること。
121	移動タンク貯蔵所			緊結装置、Uボルト				△	△	／	・「補修」により、強度等当該機能を回復できないおそれのあるものについては、取替等の対応を指導すること。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
122	移動タンク貯蔵所			可燃性蒸気回収設備			△	○	○	△	・ホース結合装置、開閉弁等、「可燃性の蒸気が漏れるおそれのない構造」として、規制されている箇所の「改造」については、許可を要する。 ・防護枠内の「改造」については、防護枠の頂部までの高さを確認すること
123	移動タンク貯蔵所			注油ホース		○	△	○	○	△	・結合金具の材質を変更する「改造」は、許可を要する。 ・積載式以外のものについては、当該ホースを最低１本は設置しておくこと。 ・その他、機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
124	移動タンク貯蔵所			計量棒及び静電気防止装置		△	△	○	○	△	・同一タンク室内の「移設」に対する手続きは、変更届とする。 ・機能上、変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
125	移動タンク貯蔵所			箱枠				△	△	／	・「補修」は溶接線補修等、箱枠の強度上支障を生じないような補修のみ認められる。
126	移動タンク貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	／	／	／	／	／	・国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクである場合に限り、当該タンクがIMDGコードに適合し、車両と当該タンクの緊結装置に適合性がある場合に対する手続きは、変更届とする。なお、この場合において、タンク重量が既設のものより増加する場合は、すみ金具等の強度について確認すること。 ・上記以外の移動貯蔵タンクの追加については、許可を要する。
127	移動タンク貯蔵所	給油タンク車		火炎噴出防止装置、誤発進防止装置		△	△	△	○	／	・機能上変更のない「移設」又は「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・必要あるものについては、「取替」後、試験結果を確認すること。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
128	移動タンク貯蔵所	給油タンク車		給油設備（33 を除く。）			△	○	○	△	・給油ホースの結合金具の材質を変更する「改造」は、許可を要する。 ・上記のほか、機能上変更のない「改造」等に対する手続きは、変更届とする。 ・細区分変更となる「撤去」は、許可を要する。 ・試験等による確認が必要なものは、手続きが変更届等によるものでも、資料等により確認すること。
129	屋外貯蔵所			地盤面	／	／	△	△	○	／	・施設範囲の変更に関しては、1による。 ・変更工事中の貯蔵物の保管状況を確認すること。
130	屋外貯蔵所			周囲の柵等	△	△	△	○	○	△	・施設範囲に変更を生じない「増設」、「移設」、「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
131	屋外貯蔵所			シート固着装置	△	△	△	○	○	／	・施設範囲に変更を生じない「増設」、「移設」、「改造」に対する手続きは、変更届とする。
132	給油取扱所			給油空地・注油空地	△	△	△	／	／	△	・技術上の基準に適合させるための変更は、許可を要する。 ・給油空地の拡張は「増設」、縮小は「改造」に該当する。 ・変更後、基準に適合するか確認すること。 ・地盤面の変更については、11、17 及び 74 によること。
133	給油取扱所	工作物等		防火塀			△	△	○	△	・「改造」とは、材質変更又は形状変更を伴う変更工事をいう。 なお、鉄からステンレス等、大部分を占める主要材料に変更のない「改造」、多少の厚み及び多少の凹凸に変更の生じる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・部分取替え及びそれに伴うパテ埋め並びに材質変更を伴わない補強等に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」は原則許可を要するが、配管等を貫通させるために穴を開ける「撤去」及び貫通部を耐火パテ等で穴埋めする「補修」に対する手続きは、変更届とする。 ・「取替」等により新たに現行法令が適用され、その手続きが上記により、変更届となった場合で、現行法に適用するために高さを上げる等の措置をする必要のない場合は、当該変更届により、適合状況を確認する。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
134	給油取扱所	工作物等		アイランド（セルフの給油設備の自動車追突防止措置等、基準に係るものに限る。）			△	○	○	△	・基準に適合させるための「改造」は、許可を要する。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
135	給油取扱所	工作物等		可燃性蒸気流入防止措置（高さの規定に限る。）			△	○	○	△	・出入口については、6による。 ・基準に適合させるための「改造」は、許可を要する。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・工事中の措置について、確認すること。
136	給油取扱所	工作物等		サインポール・看板等（セルフの表示等基準に係るものに限る。）	△	△	△	○	○	△	・基準に適合させるための「増設」及び「移設」は、許可を要する。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
137	給油取扱所	給油機器等		通気管のガス回収装置		△	△	△ ○	○	△	・フランジ脱着による取替え等、破壊を伴わない「取替」は、手続きを要さない。 ・同一通気管内の「移設」又は「撤去」した場所に、配管を設置する変更に対する手続きは、通気管の径が変更せず、通気管先端の位置が変更しない場合は、変更届とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
138	給油取扱所	給油機器等		固定給油（注油）設備（変更後が認定品のものに限る。）			△	△	○	△	・ホース長が増加するような「改造」は、許可を要する。 ・可燃性蒸気流入防止構造の有無を変更する「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・流量が変更となる「改造」については、基準に適合するか確認すること。 ・満了自動停止措置（固定給油設備によりガソリンを容器詰替えするためのものに限る。）を追加する「改造」は、許可を要する。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
139	給油取扱所	給油機器等		固定給油（注油）設備（変更後が認定品以外のものに限る。）			△	△	○	△	・基準に係る内容が変更になる「改造」については、許可を要する。 ・可燃性蒸気流入防止構造を有するものに変更、又は可燃性蒸気流入防止構造に影響する部分を変更する「改造」は、許可を要する。 ・満了自動停止措置（固定給油設備によりガソリンを容器詰替えするためのものに限る。）を追加する「改造」は、許可を要する。
140	給油取扱所	給油機器等		懸垂式計量機の緊急停止装置		△	△	○	○	△	・「取替」等行った場合は、確認試験を行うこと。
141	給油取扱所	その他設備機器等		混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等、危則第 25 条の 5 に規定されている付随設備		△	△	△	○	△	・蒸気洗浄機については、囲いの材質の変更（金属どうしの変更は除く。）、並びに囲い及びその出入口の位置変更を伴う「改造」は、許可を要する。なお、囲い又は排気筒の高さの変更があった場合は、基準に適合するか確認すること。 ・洗車機の可動範囲の変更は、「移設」に該当する。 ・原則当該設備の「移設」については許可を要するが、自動車等の点検・整備を行う設備については、危則 25 条の 5 第 2 項第 2 号イただし書きに該当する場所から、同一の室に移動する「移設」についての手続きは、変更届とする。 ・自動車等の点検・整備を行う設備に対する危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止する構造の「改造」については、機能上の変更がないものに対する手続きは、変更届とする。 ・混合燃料油調合器の「改造」については、機能上変更のないものに対する手続きは、変更届とする。なお、蓄圧圧送式のものについては、耐圧及び安全装置について、確認すること。 ・尿素水溶液供給機の「改造」についての手続きは、原則変更届とするが、自動車等の衝突防止措置が全く別のものとなる場合及び固定する基礎が全く別のものとなる場合については許可を要する。 ・急速充電設備の「改造」についての手続きは、原則変更届とするが、自動車等の衝突防止措置が全く別のものとなる場合について

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
											は許可を要する。 ・急速充電設備の「改造」については、基準に適合するか確認すること。 ・施設内の施設区分（屋内貯蔵所、一般取扱所等）ごとの危険物取扱数量が指定数量未満であることを確認すること。 ・既に許可を受けている設備かどうかを確認し、許可を受けていない設備については、「増設」として取り扱うこと。
142	給油取扱所	その他設備機器等		専用タンクへの過剰注入防止設備			△	○	○	／	・過剰注入防止方法に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「取替」等の後、正常に機能するか確認すること。
143	給油取扱所	その他設備機器等		航空機給油取扱所等に係る設備（ホース機器、箱、緊急停止装置）			△	○	○	／	・ホース機器及び箱については、基準に規定されている内容を変更する「改造」は、許可を要する。 ・緊急停止装置について、停止方法に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
144	給油取扱所	その他設備機器等		船舶給油取扱所に係る設備（危険物回収設備、転落防止措置）	△	△	△	○	○	△	・転落防止措置の「増設」又は「移設」は、許可を要する。 ・吸着マット等の量を減少させる「撤去」に対する手続きは、変更届とする。（必要量の確認を行うこと。） ・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
145	給油取扱所	その他設備機器等		圧縮天然ガス等充填設備に係る設備（圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー、ガス配管、受入設備、充てん用ポンプ機器等） 圧縮水素充填設備に係る設備（改質装置、圧縮水素スタンドの改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、液化水素配管、受入設備等）			△	△	○	△	・基準に規定されている内容を変更する「改造」は、許可を要する。
146	給油取扱所	その他設備機器等		メタノール等専用タンク周囲に設ける危険物収容設備				△	○	／	
147	給油取扱所	その他設備機器等		セルフ給油所の監視機器・放送機器		△	△	○	○	△	・機能上特に影響のない「移設」及び「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・制御卓を別室に動かす「移設」については、許可を要する。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
148	販売取扱所	その他設備機器等		上階への延焼を防止するための措置としてのひさし等				△	○		
149	移送取扱所	その他設備機器等		衝突防護設備					○	／	
150	移送取扱所	その他設備機器等		漏えい拡散防止設備					○	／	
151	移送取扱所	その他設備機器等		配管系の監視装置、警報装置			△	△	△	／	・機能上変更がない「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・変更後、機能確認を行うこと。
152	移送取扱所	その他設備機器等		安全制御装置、圧力安全装置、漏洩検知装置、予備動力源			△	△	△	／	・機能上変更がない「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・予備動力源の容量について確認すること。 ・変更後、機能確認を行うこと。
153	移送取扱所	その他設備機器等		漏洩検知口			△	○	○	△	・基準に規定されている内容を変更する「改造」については、許可を要する。 ・「撤去」しても基準に該当するか確認すること。
154	移送取扱所	その他設備機器等		緊急遮断弁	※	※	※	※	※	※	・弁体については、42による。 ・閉鎖制御機能については、152による。
155	移送取扱所	その他設備機器等		危険物除去措置			△	△	○	／	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・変更後、機能確認を行うこと。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
156	移送取扱所	その他設備機器等		感震装置			△	△	△	△	・「取替」等の後に、検査結果を確認すること。 ・機能不良に対する「補修」は、実施後、検査結果を確認すること。 ・「撤去」しても基準に適合するか確認すること。
157	移送取扱所	その他設備機器等		通報設備			△	△	△	△	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「取替」等の後、検査結果を確認すること。 ・機能不良に対する「補修」については、 変更工事後、検査結果を確認すること。 ・「撤去」しても基準に適合するか確認すること。
158	移送取扱所	その他設備機器等		巡回監視車		△	△	○	○	／	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・資機材の変更に関しては、手続き不要とする。
159	移送取扱所	その他設備機器等		資機材倉庫等			△	○	○	△	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・資機材の変更に関しては、手続き不要とする。
160	移送取扱所	その他設備機器等		位置標識、注意標示及び注意標識	△	△	△	○	○	△	・基準に適合させるための「増設」、「移設」及び「改造」は、許可を要する。 ・「撤去」しても基準に適合するか確認すること。
161	移送取扱所	その他設備機器等		ポンプ設備（基礎は除く。）			△	△	○	△	・基準に規定されている内容が変更となる「改造」は、許可を要する。 ・「撤去」することで、新たな配管等を設置する場合は許可を要する。 ・基礎に関しては、47 による。 ・ポンプ室に関しては、3、6、57、58、59、73 による。 ・屋外の囲い等については、73 による。
162	移送取扱所	その他設備機器等		ピグ取扱い装置			△	△	○	△	・基準に規定されている内容が変更となる「改造」は、許可を要する。

別紙　　具体的な例示（施設別事項）

○：軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
△：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）
／：通常想定されない変更工事。

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
163	移送取扱所	その他設備機器等		危険物の受入れ口及び払出し口			△	△	○	△	・技術上の基準に変更を生じる「改造」は、許可を要する。 ・受入れ口等の「取替」等に際し、配管を取替えたり、配管に溶接部が発生したりする場合は、許可を要する。 ・ローディングアームについては、55 も準用する。 ・配管については、36 による。 ・弁については、42 による。 ・掲示板の変更については、手続きを要さない。
164	移送取扱所	その他設備機器等		移送基地の保安上必要な措置（省令第 28 条の 16 第 3 号ただし書き）				△	○		